

第 8 期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について

1 基本指針とは

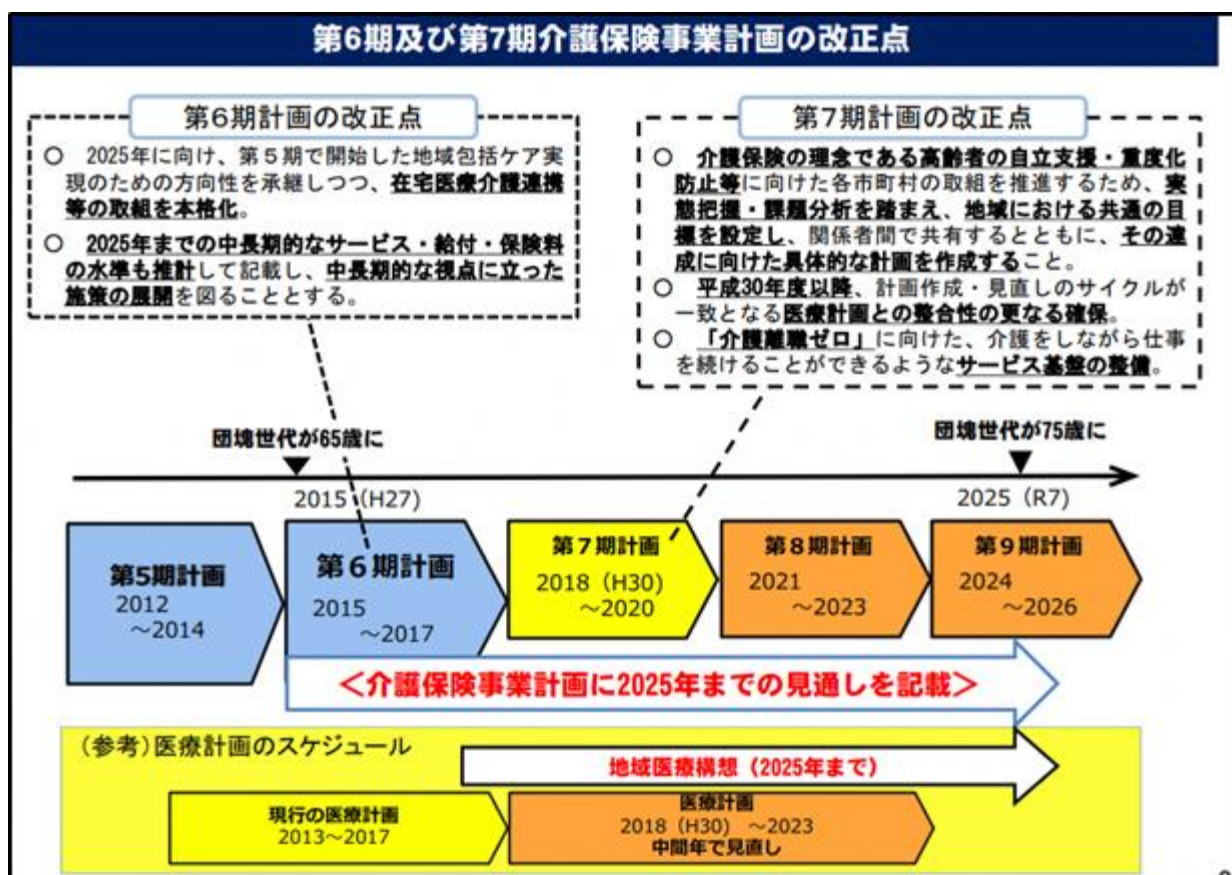
- ・介護 保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
- ・3年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割
(計画の「基本的記載事項」や「任意記載事項」を示す)
- ・国では、7月27日社会保障審議会介護保険部会において、「基本指針」を提示

2 基本指針が定めること

- ・サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
- ・その他計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 第 8 期介護保険事業計画の方向性

- ・第7期介護保険事業計画で定めた目標や施策を踏まえて、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備
- ・2025年、2040年を見据えた高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見せること



4 第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

- 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。
- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
 - 2 地域共生社会の実現
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
 - 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
 - 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
 - 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
 - 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
 - 7 災害や感染症対策に係る体制整備
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

令和2年7月27日：社会保障審議会（介護保険部会）より

(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

【考え方】

- ・2025、2040 年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

【計画への対応】

- ・地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定すること
- ・基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえることが必要【第7期より継続】
- ・指定介護療養型医療施設の設置期限（2023 年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載すること

(2) 地域共生社会の実現

【考え方】

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要

【計画への対応】

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載すること

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

(地域支援事業等の効果的な実施)

【考え方】

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

【計画への対応】

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載すること
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載すること
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載すること
- ・在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえ記載すること
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標を国が示す指標を参考に記載すること
- ・PDCA サイクルについて、データの利活用の推進やそのための環境整備について記載すること

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

【考え方】

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている。

【計画への対応】

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載すること
- ・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めること
- ・都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知する取組により情報連携を強化すること（法案成立後）

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

【考え方】

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が進んでいる。

【計画への対応】

- ・5つの柱に基づく認知症施策を記載すること
（普及チームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充について記載すること）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載すること

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【考え方】

- ・2025 年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある。

【計画への対応】

- ・介護職員に加え介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載すること
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載すること
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載すること
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載すること
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載すること

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

【考え方】

- ・介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであるため、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められます。継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者等の体制整備が必要である。

【計画への対応】

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載すること